

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更について

○ 国の基本計画について

資源管理法第3条第7項に基づき基本計画を変更し、「くろまぐろ」等の漁獲可能量等を定めるものとする。基本計画のポイントは以下の通り。

※ 資源管理法:海洋生物資源の保存及び管理に関する法律

(1) くろまぐろTAC開始について

- ・ くろまぐろTACを平成 30 年1月(第4管理期間)から開始。
 - ①大臣管理(沖合)漁業は平成 30 年1月(管理期間:1月~12月)
 - ②知事管理(沿岸)漁業は平成 30 年7月(管理期間:7月~翌年6月)
- ・ 大臣管理(沖合)漁業について、漁業種類ごとに小型魚及び大型魚の数量を割当て(採捕停止命令の前提)。*

* 知事管理漁業については、今後国の基本計画に即して、都道府県が基本計画を策定し、来年7月から実施。

・くろまぐろの第4管理期間の漁獲可能量

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
くろまぐろ	第4管理期間	8,889トン
小型魚	第4管理期間	3,757トン
大型魚	第4管理期間	5,132トン

・指定漁業等の種類別に定める数量

第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類(注)	数量
小型魚	大中型まき網漁業	1,500トン
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	62トン
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	44トン
大型魚	大中型まき網漁業	3,063.2トン
	近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	167トン

(2) 漁獲枠の配分の考え方

- ・ 国際機関で定めた我が国の漁獲量上限について、直近の漁獲動向に応じて漁業種類ごとに漁獲枠を配分する。
- ・ 資源管理法に基づく国及び都道府県の基本計画に即して漁獲枠が遵守されることを前提としつつも、国は、小型魚及び大型魚それぞれに漁獲枠の配分の一部を留保し、我が国の漁獲枠を超過しないよう備える。

(3) 漁獲枠厳守に向けたシステムの整備

① 漁業者からの報告体制の整備

- ・ 大臣管理(沖合)漁業と知事管理(沿岸)漁業別に、あらかじめ緊急報告体制を整備。

漁業種類	報告体制
・大臣管理(沖合)漁業	・漁業者団体別に、緊急(例:1日1隻で1トンを超える量)報告
・知事管理(沿岸)漁業	・都道府県別に、1日当たり緊急に報告すべき数量を漁業者との間で設定し、緊急報告

② 漁獲量の積み上がりに伴う早期是正措置の導入

- ・ 大臣管理(沖合)漁業と知事管理(沿岸)漁業別に、配分量の7割を超えるときを基準として、過去の採捕実績の状況を踏まえ早期是正措置を実施。

※ 資源管理法第9条に基づき、助言、指導又は勧告を実施。

※ 早期是正措置後も、積み上がる場合は、大臣管理漁業別に、資源管理法第10条に基づき採捕停止命令。

事項	助言・指導等の内容
【助言】 ・配分量の7割を超えるとき	(例)大臣管理(沖合)漁業の場合 ・輪番休漁等の漁業特性に応じた管理措置の実施 ・個別配分の場合は、遵守状況を踏まえつつ助言
【指導】 ・配分量の8割を超えるとき	(例)大臣管理(沖合)漁業の場合 ・くろまぐろの採捕は混獲のみとして数量を最小限化 ・個別配分の場合は、遵守状況を踏まえつつ指導
【勧告】 ・配分量の9割を超えるとき	(例)大臣管理(沖合)漁業の場合 ・くろまぐろを獲ることを目的とした操業は停止 ・個別配分の場合は、遵守状況を踏まえつつ勧告

③ 遊漁についても漁業者と歩調を合わせた管理を実施

遊漁も資源管理法の採捕停止命令の対象とし、漁業者と歩調を合わせた管理を実施。

(4) 漁業者による理解の促進

- 漁獲可能量の配分や超過漁獲量の翌年度枠からの差し引きルールについて、公平性の観点から見直しの検討。
- くろまぐろのより厳しい管理に取り組む漁業者への漁業収入安定対策事業の活用による支援。
- 全国規模の会議の開催等を通じて、くろまぐろの管理に取り組む漁業者のほか、流通加工業者、消費者等の幅広い関係者の理解を増進。